

## 平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

【様式1】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	執行予定年限	備考
デジタルカラー複写機保守料	分任契約職 下久保ダム 管理所長 古畑 勝政 (埼玉県児玉郡神川町)	平成22年4月1日	富士ゼロックス埼玉 (株) (埼玉県さいたま市 中央区新都心)	複写機の保守等を当該者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	1,292,758	-		約定期間が終了するまでの間、随意契約を継続するもの	平成24年度	
複写機の賃貸借及び保守	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	富士ゼロックス三重 (株) (三重県津市栄町)	本契約は、平成18年度に予定期間4年の賃貸借を契約しており、当該サービスの提供を継続して受けるためには、納入業者である当該法人以外にはない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第三号)	-	1,305,685	-	-	約定期間が終了するまでの間、随意契約を継続するもの	平成22年度 (移行済)	
複写機の保守	分任契約職 丹生ダム建 設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	富士ゼロックス京都 (株) (滋賀県大津市)	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	3,000,000	-	-	約定期間が終了するまでの間、随意契約を継続するもの	平成25年度	

(記載要領)

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成23年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度霞ヶ浦開発に関する施設の管理業務	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (さいたま市中央区新都心)	本業務は、機構法第16条に基づき関係都県知事及び関係利水者との協議を経、主務大臣の認可を得て作成した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」第33条に、機構は常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託することが規定されており、同規定に基づき、当該業務を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	444,500,000	-	-	本業務は、機構法第16条に基づき関係都県知事及び関係利水者との協議を経、主務大臣の認可を得て作成した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」第33条に、機構は常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託することが規定されており、同規定に基づき、当該業務を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。	1	
平成22年度利根川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水、工業用水及び農業用水の供給を最も効果的に行うために、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	201,366,000	-	-	本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水、工業用水及び農業用水の供給を最も効果的に行うために、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。	1	
平成22年度荒川ダム統合管理業務	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水の供給を最も効果的に行うため、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	23,341,000	-	-	本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水の供給を最も効果的に行うため、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。	1	

平成22年度利根川ダム放流警報施設の維持等	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省関東地方整備局 (埼玉県さいたま市中央区)	本業務は、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である利根川に設置した矢木沢、奈良保、藤原、相保、團原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を行うものであり、国土交通省関東地方整備局長と水資源機構理事長が締結した「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構は維持等の委託事務の施行を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。「共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する国土交通省関東地方整備局長に委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	43,646,000	-	-	本業務は、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である利根川に設置した矢木沢、奈良保、藤原、相保、團原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を行うものであり、国土交通省関東地方整備局長と水資源機構理事長が締結した「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構は維持等の委託事務の施行を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。「共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する国土交通省関東地方整備局長に委託しているものである。	1	
平成22年度営繕積算システムRIBICの賃貸借	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 (東京都港区西新橋)	本業務は、建築工事積算業務の合理化・省力化を目的として「営繕積算システムRIBIC」の賃貸借を行うものである。「営繕積算システムRIBIC」は、各府省庁統一基準である「公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」に基づく積算システムであり、公共建築工事の積算において業務の合理化・効率化を図れる性能を有する唯一の積算システムである。当該法人は「営繕積算システムRIBIC」を開発し著作権・所有権を有しており、システムの賃貸借及びサポートを唯一行っている。以上から、当該法人は本業務を履行できる唯一の機関であり、随意契約を行うものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,318,000	-	-	本業務は、建築工事積算業務の合理化・省力化を目的として「営繕積算システムRIBIC」の賃貸借を行うものである。「営繕積算システムRIBIC」は、各府省庁統一基準である「公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」に基づく積算システムであり、公共建築工事の積算において業務の合理化・効率化を図れる性能を有する唯一の積算システムである。当該法人は「営繕積算システムRIBIC」を開発し著作権・所有権を有しており、システムの賃貸借及びサポートを唯一行っている。以上から、当該法人は本業務を履行できる唯一の機関であり、随意契約を行うものである。	12	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(有)榎本ハウジング (埼玉県さいたま市中央区)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,248,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	996,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,020,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	984,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,112,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	アクロ企画(有) (埼玉県さいたま市北区)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,661,600	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(株)埼玉丸山工務所 (埼玉県さいたま市大宮区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	942,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(株)埼玉丸山工務所 (埼玉県さいたま市大宮区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,043,200	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,296,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(株)日本教育図書センター (埼玉県さいたま市中央区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	840,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	924,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	900,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(株)増淵組 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,838,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,794,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	独立行政法人都市再生機構 (神奈川県横浜市)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,823,600	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	(株)ハウスメイトパートナーズ (東京都豊島区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,216,800	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條康朗 (埼玉県さいたま市中央区)	平成22年4月1日	大東建託(株) (東京都港区)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,856,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
北総東部用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	北総東部土地改良区 (千葉県香取市大角)	北総東部土地改良区は、長年にわたる県営級水路から末端支線水路までの管理により培われた豊富な知見や十分な技術力を有し、各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や緊密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況等に応じた適正な配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、これまでの豊富な知見により取水ピーク時や湧水時等における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	37,422,000	-	-	北総東部土地改良区は、長年にわたる県営級水路から末端支線水路までの管理により培われた豊富な知見や十分な技術力を有し、各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や緊密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況等に応じた適正な配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、これまでの豊富な知見により取水ピーク時や湧水時等における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	

成田用水取水施設管理業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	成田用水土地改良区 (千葉県成田市寺台)	成田用水土地改良区は、長年にわたる県管級水路から末端支線水路までの管理により培われた豊富な知見や十分な技術力を有し、各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や緊密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況等に応じた適正な配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、これまでの豊富な知見により取水ピーク時や湯水時等における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	32,109,000	-	-	成田用水土地改良区は、長年にわたる県管級水路から末端支線水路までの管理により培われた豊富な知見や十分な技術力を有し、各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や緊密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況等に応じた適正な配水調整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、これまでの豊富な知見により取水ピーク時や湯水時等における複数の分水口間及びファームポンド間の取水量調整に対応した揚水機場の運転監視操作を効率的かつ効果的に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
成田用水施設の特別管理に関する業務	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	千葉県 (千葉県千葉市中央区)	千葉県は、成田国際空港関連施設の警備によって培われた警備の知見が豊富であり、組織内外からの情報も迅速に知り得ることができ、成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況も詳細に把握していることから、機構直轄管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、警備会社への指示等を迅速に行うことが出来ること、千葉県管理施設と統合的に情報共有がなされ、同一レベルで一元的に警備ができ、的確な判断、機敏かつ迅速な対応が可能であることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,937,500	-	-	千葉県は、成田国際空港関連施設の警備によって培われた警備の知見が豊富であり、組織内外からの情報も迅速に知り得ることができ、成田国際空港関連施設の一環として対象施設の状況も詳細に把握していることから、機構直轄管理施設及び千葉県造成施設の全体警備を一体的・一元的に実施することにより、警備会社への指示等を迅速に行うことが出来ること、千葉県管理施設と統合的に情報共有がなされ、同一レベルで一元的に警備ができ、的確な判断、機敏かつ迅速な対応が可能であることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	4	
宿舍借上料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外の契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	903,600	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
末田須賀堰監視等業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	元荒川土地改良区 (埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀)	本業務は、末田須賀堰の効率的な管理を図るため、堰の監視、施設巡視及び機構からの指示に基づく堰操作を実施するものである。本業務の実施にあたっては、需要変動や気候状況あるいは急な出水に対応した堰操作、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,961,500	-	-	本業務は、末田須賀堰の効率的な管理を図るため、堰の監視、施設巡視及び機構からの指示に基づく堰操作を実施するものである。本業務の実施にあたっては、需要変動や気候状況あるいは急な出水に対応した堰操作、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。	12	

見沼代用水路等分水口・調節堰 操作業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	見沼代用水土地改良区 (埼玉県南埼玉郡菖蒲町菖蒲)	本業務は、見沼代用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	22,123,500	-	-	本業務は、見沼代用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調節堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	12	
埼玉用水路分水口管理業務(羽生地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	羽生領島中領用排水路土地改良区 (埼玉県羽生市上羽生)	本業務は、埼玉用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,484,000	-	-	本業務は、埼玉用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	12	
邑楽用水路分水口管理業務(利根加地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	利根加用水土地改良区 (群馬県邑楽郡千代田町下中森)	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,557,500	-	-	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。	12	

邑楽用水路分水口管理業務(邑楽地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	邑楽土地改良区 (群馬県邑楽郡板倉町海老瀬)	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,740,500	-	-	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。	12	
邑楽用水路分水口管理業務(北川辺地区)	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	埼玉県北川辺領土地改良区 (埼玉県北埼玉郡北川辺町伊賀袋)	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,270,500	-	-	本業務は、邑楽用水路等の効率的な管理を図るため、同用水路等の分水口及び遠方操作の対象とならない調整堰の操作を実施するものである。業務の実施にあたっては、各圃場の作付け・生育状況等を把握すると共に日々の天候や降雨状況等を考慮した適正な用水供給や配分調整を行う場合等の密な連絡体制を構築することが必要となる。当該土地改良区は、利根導水路事業実施以前からの水利慣行に関する知見を有し、水需要に連動した分水要請に対し、適正な配水を行うための操作体制や密な連絡体制を構築していることから複数の分水口間の取水量調整を公平かつ効果的に実施できる唯一の者であると認められることから本業務を委託して実施するものである。	12	
借上宿舍賃貸借料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	朝日プランニング(株) (東京都渋谷区神宮前)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	954,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月14日	田口不動産(株) (埼玉県行田市沓里山町)	新規の宿舍借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	912,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
武蔵水路改築建設所敷地の賃貸借	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月20日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,838,660	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
武蔵水路改築建設所敷地の賃貸借	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月20日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,511,100	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
武蔵水路改築建設所敷地の賃貸借	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月20日	個人	事務所敷地として、継続し借地しているものであり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,283,400	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

平成22年度揚水機場管理等業務	分任契約職 群馬用水総合事業所長 細山田 真 (群馬県前橋市古市町)	平成22年4月1日	群馬用水土地改良区 (群馬県前橋市古市町)	群馬用水土地改良区は、長年にわたり121箇所に及び県営事業で造成した揚水機場・吐水槽・末端支線水路の管理を行っており、豊富な知見や十分な技術力を有している。また、常に各圃場の作付け・生育状況等の地域特性を把握しており、1日の中でも変動する水需要に応じてきめ細かな揚水機場の運転操作等を行うとともに、水利調整や苦情対応等を公平かつ円滑に対応できるよう管理体制や連絡体制を構築している。特に、取水ピーク時や濁水時等において、取水量調整等を公平かつ効果的に行ってきた多くの経験を有しており、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	27,594,000	-	-	群馬用水土地改良区は、長年にわたり121箇所に及び県営事業で造成した揚水機場・吐水槽・末端支線水路の管理を行っており、豊富な知見や十分な技術力を有している。また、常に各圃場の作付け・生育状況等の地域特性を把握しており、1日の中でも変動する水需要に応じてきめ細かな揚水機場の運転操作等を行うとともに、水利調整や苦情対応等を公平かつ円滑に対応できるよう管理体制や連絡体制を構築している。特に、取水ピーク時や濁水時等において、取水量調整等を公平かつ効果的に行ってきた多くの経験を有しており、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
土地等賃貸借(栗野庁舎)	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成22年4月1日	鹿沼市長 (栃木県鹿沼市)	本契約は事務所建物及び土地の賃貸借契約を締結するものである。本物件は鹿沼市が所有している旧栗野町役場の跡地であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,959,249	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
土地賃貸借(職員宿舍敷地)	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成22年4月1日	個人	本契約は職員宿舍借地契約の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,165,980	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
土地賃貸借(寮敷地)	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成22年4月1日	(有)井上商事 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,805,364	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借(3戸)	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成22年4月1日	(有)井上商事 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,520,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借(4戸)	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成22年4月1日	大和リビング(株)北関東支店宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,396,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借(1戸)	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成22年4月1日	(株)山斗 (栃木県宇都宮市)	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約は出来ない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	888,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
平成22年度霞ヶ浦資料館維持管理費用契約	分任契約職 利根川下流総合管理所長 村尾 浩太 (茨城県稲敷市上之島)	平成22年4月1日	行方市 (茨城県行方市麻生)	霞ヶ浦資料館は、平成2年3月に茨城県、水資源開発公社、玉造町とで締結した「霞ヶ浦資料館・水の科学館の建設等に関する基本協定書」第8条に基づき、水資源開発公社と玉造町で別途締結した「霞ヶ浦資料館の維持管理等に関する協定書」第2条に機構は施設等の一部を玉造町(現:行方市)に委託することが規定されており、同協定書に基づき、当該業務を、行方市に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	47,710,000	-	-	霞ヶ浦資料館は、平成2年3月に茨城県、水資源開発公社、玉造町とで締結した「霞ヶ浦資料館・水の科学館の建設等に関する基本協定書」第8条に基づき、水資源開発公社と玉造町で別途締結した「霞ヶ浦資料館の維持管理等に関する協定書」第2条に機構は施設等の一部を玉造町(現:行方市)に委託することが規定されており、同協定書に基づき、当該業務を、行方市に委託するものである。	4	

南椎尾調整池管理業務	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成22年4月1日	霞ヶ浦用水土地改良区 (茨城県下妻市)	南椎尾調整池の管理については、南椎尾調整池の管理に関する協定書第4条第3項に基づき、委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,695,350	-	-	南椎尾調整池の管理については、南椎尾調整池の管理に関する協定書第4条第3項に基づき、委託するものである。	12	
平成22年度木曾川水系ダム群の統合管理業務	契約職 中部支社長 丸山和彦 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	平成22年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	本業務は、木曾川水系ダム群の統合管理を行うために必要な木曾川水系ダム群の操作に係る指示及び当該指示に係る業務を行うものであり、「木曾川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局と委託契約を行うものである。なお、国土交通省中部地方整備局は、木曾川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	91,511,000	-	-	本業務は、木曾川水系ダム群の統合管理を行うために必要な木曾川水系ダム群の操作に係る指示及び当該指示に係る業務を行うものであり、「木曾川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局と委託契約を行うものである。なお、国土交通省中部地方整備局は、木曾川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。	1	
平成22年度庁舎敷地の借地料	契約職 中部支社長 丸山和彦 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	平成22年4月1日	国 契約担当官 東海財務局 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	事務所用地の継続賃借契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	11,433,220	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
平成22年度木曾川水系ダム群統合管理事務所敷地使用料	契約職 中部支社長 丸山和彦 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	平成22年4月1日	国土交通省中部地方整備局 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	事務所用地の継続賃借契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,943,212	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
平成22年度豊川用水二期事業石綿管除去対策業務 (愛知県豊橋市外) 平成22年4月1日～平成23年3月31日 土木一式工事	契約職 中部支社長 丸山和彦 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	平成22年4月1日	愛知県 (愛知県名古屋市 中区三の丸)	石綿管除去対策の施行にあたり、県営農業農村整備事業等関連事業が計画・実施されている地域においては、計画調整や工事の錯綜などが懸念されるが、関連事業の事業主体が一体的に施工を行えば、円滑な地元調整、工事期間の短縮等による事業効果の早期発現や仮設計画の調整によるコスト縮減など、より合理的な事業実施が可能となる。また、支線水路単位での委託により、一貫性をもたせたパイプラインシステム設計が効率的に実施でき、配水管理への影響も最小限にできることから地元としても受け入れやすいなど、昨今の公共事業を取り巻く情勢も含め総合的に勘案すれば、関連事業主体である愛知県に委託施行することが適切である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	1,200,000,000	1,200,000,000	100.0%	-	石綿管除去対策の施行にあたり、県営農業農村整備事業等関連事業が計画・実施されている地域においては、計画調整や工事の錯綜などが懸念されるが、関連事業の事業主体が一体的に施工を行えば、円滑な地元調整、工事期間の短縮等による事業効果の早期発現や仮設計画の調整によるコスト縮減など、より合理的な事業実施が可能となる。また、支線水路単位での委託により、一貫性をもたせたパイプラインシステム設計が効率的に実施でき、配水管理への影響も最小限にできることから地元としても受け入れやすいなど、昨今の公共事業を取り巻く情勢も含め総合的に勘案すれば、関連事業主体である愛知県に委託施行することが適切である。	4	

<p>平成22年度豊川用水二期事業 石綿管除去 対策業務 (静岡県湖西市神座地区外) 平成22年4月1日～平成23年3月 31日 土木一式工事</p>	<p>契約職 中部支社長 丸 山和彦 (愛知県名古屋市中区 三の丸)</p>	<p>平成22年4月1日</p>	<p>静岡県 (静岡県静岡市葵区追 手町)</p>	<p>石綿管除去対策の施行にあたり、県営 農業農村整備事業等関連事業が計画・実 施されている地域においては、計画調整 や工事の錯綜などが懸念されるが、関連 事業の事業主体が一体的に施工を行なえ ば、円滑な地元調整、工事期間の短縮等 による事業効果の早期発現や仮設計画 の調整によるコスト縮減など、より合理的 な事業実施が可能となる。また、支線水路 単位での委託により、一貫性をもたせたパ イプラインシステム設計が効率的に実施 でき、配水管理への影響も最小限にでき ることから地元としても受け入れやすいな ど、昨今の公共事業を取り巻く情勢も含め 総合的に勘案すれば、関連事業主体であ る静岡県に委託施行することが適切である。 (工事請負契約の事務処理要領第5 条第2項第一号)</p>	<p>200,000,000</p>	<p>200,000,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>石綿管除去対策の施行にあたり、県営 農業農村整備事業等関連事業が計画・実 施されている地域においては、計画調整 や工事の錯綜などが懸念されるが、関連 事業の事業主体が一体的に施工を行なえ ば、円滑な地元調整、工事期間の短縮等 による事業効果の早期発現や仮設計画 の調整によるコスト縮減など、より合理的 な事業実施が可能となる。また、支線水路 単位での委託により、一貫性をもたせたパ イプラインシステム設計が効率的に実施 でき、配水管理への影響も最小限にでき ることから地元としても受け入れやすいな ど、昨今の公共事業を取り巻く情勢も含め 総合的に勘案すれば、関連事業主体であ る静岡県に委託施行することが適切である。 る。</p>	<p>4</p>	
<p>平成22年度揚水機場管理等業 務</p>	<p>分任契約職 愛知用水総 合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)</p>	<p>平成22年4月30日</p>	<p>愛知用水土地改良区 (愛知県大府市中央町)</p>	<p>愛知土地改良区は、長年にわたる国管級 から末端までの支線水路の管理により培 われた豊富な知見や十分な技術力を有し、 各圃場の水象・気象・作付け・生育状 況等の地域特性に応じたきめ細かな操作 体制や緊密な連絡体制を構築して、受益 地の作付け状況等に応じた適正な配水調 整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うこ とができること、特に、これまでの豊富な 知見により取水ピーク時や濁水時等に おける複数の分水口間の取水量調整に対 応した揚水機場の運転監視操作を効率的 かつ効果的に実施できること、また、揚水 機場の運転管理においては通水障害が 発生することを未然に防止することが重要 であり、機器等の状態の変化等に関する 情報を迅速かつ的確に把握し、伝達する ために必要な知見と十分な技術力を有し ていることから、本業務を適正かつ円滑に 実施できる唯一の者である。(物品等の調 達に関する契約事務処理要領第4条第2 項第一号)</p>	<p>-</p>	<p>4,389,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>愛知土地改良区は、長年にわたる国管級 から末端までの支線水路の管理により培 われた豊富な知見や十分な技術力を有し、 各圃場の水象・気象・作付け・生育状 況等の地域特性に応じたきめ細かな操作 体制や緊密な連絡体制を構築して、受益 地の作付け状況等に応じた適正な配水調 整や苦情対応等を公平かつ円滑に行うこ とができること、特に、これまでの豊富な 知見により取水ピーク時や濁水時等に おける複数の分水口間の取水量調整に対 応した揚水機場の運転監視操作を効率的 かつ効果的に実施できること、また、揚水 機場の運転管理においては通水障害が 発生することを未然に防止することが重要 であり、機器等の状態の変化等に関する 情報を迅速かつ的確に把握し、伝達する ために必要な知見と十分な技術力を有し ていることから、本業務を適正かつ円滑に 実施できる唯一の者である。</p>	<p>12</p>	

平成22年度入鹿連絡水路操作等業務	分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年4月1日	入鹿用土地改良区 (愛知県犬山市字篠平)	入鹿用土地改良区は、長年にわたる入鹿池の管理や愛知用水の管理開始当初からの支線水路の管理によって培われた豊富な知見や十分な技術力を有し、適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、支線水路の水源である入鹿池の水運用を適切に効率的に実施することができること、また、入鹿連絡水路等の施設管理にあたっては、通水障害等に対して迅速、適切に対応することが重要であり、機器等の状態の変化等に関する情報を迅速かつ的確に把握し、伝達するために必要な豊富な知見と十分な技術力を有していることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,174,000	-	-	入鹿用土地改良区は、長年にわたる入鹿池の管理や愛知用水の管理開始当初からの支線水路の管理によって培われた豊富な知見や十分な技術力を有し、適正な配水を行うために必要な各圃場の水象・気象・作付け・生育状況等の地域特性に応じたきめ細かな操作体制や密な連絡体制を構築して、受益地の作付け状況に応じた配水調整等を公平かつ円滑に行うことができること、特に、支線水路の水源である入鹿池の水運用を適切に効率的に実施することができること、また、入鹿連絡水路等の施設管理にあたっては、通水障害等に対して迅速、適切に対応することが重要であり、機器等の状態の変化等に関する情報を迅速かつ的確に把握し、伝達するために必要な豊富な知見と十分な技術力を有していることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
豊川用水二期事業豊橋支所現場事務所賃貸借	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	(株)オービス名古屋営業所 (愛知県名古屋市北区志賀本通)	前年度実績により契約することが有利であり、また継続して契約する必要があるため。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,348,200	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	10,416,360	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続賃借契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,317,580	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	835,704	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所賃貸借料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	事務所の賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,468,800	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	(株)コーシン (愛知県豊橋市中橋良町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,644,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,620,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	中部ガス不動産(株) (愛知県豊橋市広小路)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,500,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	積和不動産中部(株) (愛知県豊橋市神明町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,550,200	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,376,600	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	大和リビング(株) (愛知県豊橋市下地町)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,506,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	愛知東農業協同組合 (愛知県新城市平井)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,560,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,964,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	新規の宿舎借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,872,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	大東建託(株)豊橋支店 (愛知県豊橋市新栄町)	新規の宿舎借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,951,200	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	912,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	924,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	(株)羽博園 (愛知県豊橋市東岩田)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	900,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	大東建託(株)豊橋支店 (愛知県豊橋市新栄町)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,347,600	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	963,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	(株)リアルエスト (愛知県名古屋市中区黒川本通)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	889,800	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
豊川総合用水地区調整等業務 (愛知県豊橋市外) 平成22年4月26日～平成23年3月25日 設計業務	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月26日	豊川総合用水土地改良区 (愛知県豊橋市今橋町)	本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	39,196,500	37,789,500	96.4%	-	本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。	12	

湖西用水地区調整等業務 (静岡県湖西市) 平成22年4月28日～平成23年3月25日 設計業務	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月28日	湖西用水土地改良区 (静岡県湖西市吉美)	本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の方で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	4,158,000	4,084,500	98.2%	-	本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の方で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。	12	
宿舍借上料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年5月27日	個人	新規の宿舍借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	852,250	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
平成22年度筏川西岸木曾岬用水路附帯揚水機場運転委託	分任契約職 木曾川用水総管理事務所長 小酒井 徹 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成22年4月1日	木曾岬町土地改良区 (三重県桑名郡木曾岬町)	木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し、管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,358,000	-	-	木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し、管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。	12	
平成22年度三重用水施設(用水路)管理等業務	分任契約職 三重用水管理事務所長 米崎 文雄 (三重県三重郡菟野町大字菟野字飛越)	平成22年4月1日	三重用水土地改良区 (三重県四日市市平尾町)	本業務にあたっては、管理委託されている支線水路操作と一体的に管理を行うことにより水利的にも需要供給型となることから、受益地の需要計画、三重用水施設の位置関係や各施設の操作方法を熟知している必要がある。三重用水土地改良区は、三重用水施設の水源状況を及び幹線水路から用水路・支線水路までの全体的水運用等を把握していることから一体的に施設の操作及び管理が実施でき、管農や水利用実態を的確に把握した適正な施設整備や複雑多岐な水配分が行える技術力を有し、特に取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整や配水調整に関する苦情対応等を公平かつ円滑に処理できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一のものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,787,600	-	-	本業務にあたっては、管理委託されている支線水路操作と一体的に管理を行うことにより水利的にも需要供給型となることから、受益地の需要計画、三重用水施設の位置関係や各施設の操作方法を熟知している必要がある。三重用水土地改良区は、三重用水施設の水源状況を及び幹線水路から用水路・支線水路までの全体的水運用等を把握していることから一体的に施設の操作及び管理が実施でき、管農や水利用実態を的確に把握した適正な施設整備や複雑多岐な水配分が行える技術力を有し、特に取水ピーク時や渇水時等における複数の分水口間の取水量調整や配水調整に関する苦情対応等を公平かつ円滑に実施できることから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一のものである。	12	
特定通信回線使用料	分任契約職 味噌川ダム管理事務所長 落井 康裕 (長野県木曾郡木祖村)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (新潟県新潟市中央区)	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,133,600	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	
事務所(建物)賃貸借料 (1棟)	分任契約職 木曾川水系連絡導水路建設所長 柳川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)アクティ (岐阜県岐阜市都通)	事務所の賃貸契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,930,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所(駐車場)賃貸借料	分任契約職 木曾川水系連絡導水路建設所長 柳川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)出倉商店 (岐阜県岐阜市宇佐)	本契約は、建設所駐車場の継続契約であり本契約者以外との契約はできない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	924,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借料 (1戸)	分任契約職 木曾川水系連絡導水路建設所長 柳川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	積和不動産中部(株) (岐阜県岐阜市金町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	957,600	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

借上宿舍賃貸借料 (1戸)	分任契約職 木曾川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)ソシエ (岐阜県岐阜市西荘)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	978,900	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借料 (1戸)	分任契約職 木曾川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)アクセス (岐阜県羽島市竹鼻町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	1,056,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃貸借料 (1戸)	分任契約職 木曾川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	1,080,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
平成22年度桑原川水位維持施設 操作等業務 (岐阜県羽島市桑原町小敷字中 道2309-2) 平成22年4月1日～平成23年3 月31日 現場技術業務	分任契約職 長良川河口 堰管理所長 高橋武彦 (三重県桑名市長島町十 日外面)	平成22年4月1日	岐阜県羽島市 (岐阜県羽島市竹鼻町)	本業務は、「長良川河口堰に関する施設 管理規程」第22条第1項に「桑原川水位維 持施設の操作等の業務の委託に関する 協定書」を締結していることにより岐阜県 羽島市に委託しているものである。(工事 請負契約の事務処理要領第5条第4項第 一号)	9,859,500	9,859,500	100.0%	-	本業務は、「長良川河口堰に関する施設 管理規程」第22条第1項に「桑原川水位維 持施設の操作等の業務の委託に関する 協定書」を締結していることにより岐阜県 羽島市に委託しているものである。	4	
平成22年度高須輪中浸透水観測 他業務 (岐阜県海津市海津町地内) 平成22年4月1日～平成23年3 月31日 地質・土質調査	分任契約職 長良川河口 堰管理所長 高橋武彦 (三重県桑名市長島町十 日外面)	平成22年4月1日	高須輪中土地改良区 (岐阜県海津市海津町 馬目道)	本業務は、岐阜県及び高須輪中土地改良 区連合と水資源公団(現水資源機構)の 間に締結した「高須輪中地域の排水対策 工事に関する協定」(以下「協定」という。) に基づき、施工された浸透水対策の機能 確認として、状況把握を行うとともに地元 関係機関の調整等諸手続きを行うもので ある。 上記法人は、当該地区の土地を農地と して利用し状況を日々観測しており、その 利用状況を過去からの経緯を含めて詳細 に把握していることから本業務を効率的 かつ速やかに実施できる唯一の法人であ り委託するものである。(工事請負契約の 事務処理要領第5条第4項第一号)	3,034,500	3,034,500	100.0%	-	本業務は、岐阜県及び高須輪中土地改良 区連合と水資源公団(現水資源機構)の 間に締結した「高須輪中地域の排水対策 工事に関する協定」(以下「協定」という。) に基づき、施工された浸透水対策の機能 確認として、状況把握を行うとともに地元 関係機関の調整等諸手続きを行うもので ある。 上記法人は、当該地区の土地を農地と して利用し状況を日々観測しており、その 利用状況を過去からの経緯を含めて詳細 に把握していることから本業務を効率的 かつ速やかに実施できる唯一の法人であ り委託するものである。	12	
平成22年度琵琶湖・淀川水質浄 化共同実験センター管理業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	(財)琵琶湖・淀川水質 保全機構 (大阪府大阪市中央区)	平成19年3月30日付けで締結された琵 琶湖・淀川水質浄化共同実験センターの 共用施設管理等の細部運営に関する覚 書に基づく受委託契約であるため(物品等 の調達に関する契約事務処理要領第4条 第2項第一号)	-	4,734,000	-	-	平成19年3月30日付けで締結された琵 琶湖・淀川水質浄化共同実験センターの 共用施設管理等の細部運営に関する覚 書に基づく受委託契約であるため	12	
平成22年度淀川大堰等施設維 持管理業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省近畿地方整 備局 (大阪府大阪市中央区)	平成16年4月1日付けで締結された淀川 大堰等の管理に関する協定書に基づく受 委託契約であるため(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	85,602,300	-	-	平成16年4月1日付けで締結された淀川 大堰等の管理に関する協定書に基づく受 委託契約であるため	1	
平成22年度淀川ダム統合管理業 務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省近畿地方整 備局 (大阪府大阪市中央区)	平成11年3月31日付けで締結された淀 川ダム群の統合管理に関する協定書に基 づく受委託契約であるため(物品等の調 達に関する契約事務処理要領第4条第2 項第一号)	-	135,375,600	-	-	平成11年3月31日付けで締結された淀 川ダム群の統合管理に関する協定書に基 づく受委託契約であるため	1	
平成22年度深山雨量レーダ管理 業務	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	国土交通省近畿地方整 備局 (大阪府大阪市中央区)	昭和57年7月2日付けで締結された深山 雨量レーダの管理に関する協定書に基 づく受委託契約であるため(物品等の調 達に関する契約事務処理要領第4条第2 項第一号)	-	11,800,110	-	-	昭和57年7月2日付けで締結された深山 雨量レーダの管理に関する協定書に基 づく受委託契約であるため	1	

事務所借料、共益費及び駐車場借上料	契約職 関西支社長 原稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成21年4月1日	(株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区)	本契約は、淀川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる関西支社の事務所として、平成17年6月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	36,670,788	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
平成22年度城ヶ森山レーダ雨量計管理業務	契約職 関西支社長 原稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年6月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	75,509,490	-	-	平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため	1	
平成22年度水没式複合型曝気装置共同実験 (京都府南丹市日吉町天若地内) 平成22年4月14日～平成23年3月20日 設計業務	分任契約職 日吉ダム管理所長 小野寺 直 (京都府南丹市日吉町)	平成22年4月14日	(株)丸島アクアシテム (大阪府大阪市中央区)	本共同実験は、平成18年度に共同開発した曝気装置の実用化実験を実施するものである。このため当該業者を契約の相手方とする随意契約を締結するものである。(工事請負契約事務処理要領第5条第4項第一号)	5,565,000	5,565,000	100.0%	-	本共同実験は、平成18年度に共同開発した曝気装置の実用化実験を実施するものである。このため当該業者を契約の相手方とする随意契約を締結するものである。	12	
瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 片山光也 (滋賀県大津市堅田)	平成22年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理学的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	188,699,700	-	-	本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理学的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。	1	
琵琶湖赤潮・生物調査 (滋賀県大津市(琵琶湖流域)) 平成22年4月1日～平成23年3月31日 環境調査	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 片山 光也 (滋賀県大津市堅田)	平成22年4月1日	国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区)	本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもって的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	26,896,800	26,896,800	100.0%	-	本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもって的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。	1	

琵琶湖水質調査 (滋賀県大津市(琵琶湖流域) 平成22年4月1日～平成23年3月 31日 水質調査	分任契約職 琵琶湖開発 総合管理所長 片山 光 也 (滋賀県大津市堅田2 - 1 - 10)	平成22年4月1日	国土交通省近畿地方整 備局 (大阪府大阪市中央区)	本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する 基礎資料とするため、琵琶湖内36地点 (内水資源機構分13地点)において、月1 回の定期水質調査、表層の週1回の採水 分析、資料整理等を実施するものであり、 昭和48年から、環境基準点を除く調査地 点については、水資源機構と国土交通省 が分担している。水資源機構では、湖岸 堤など構造物沿岸の水質状況の把握およ び水道取水の近辺の水質状況の把握な ど、琵琶湖開発事業の事後評価を行うた め、琵琶湖の水質モニタリングを実施して いる。本調査は、琵琶湖全域の水質の状 況をふまえた上で実施する必要がある。 以上のことから、水資源機構で実施する 水質調査を国土交通省に委託することに より、琵琶湖全域の調査の精度を確保す ることができ、その調査結果をもつて的確 に評価することができる。これらのことか ら、国土交通省は本調査を確実に履行で きる唯一の組織である。(工事請負契約の 事務処理要領第5条第2項第一号)	39,493,650	39,493,650	100.0%	-	本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する 基礎資料とするため、琵琶湖内36地点 (内水資源機構分13地点)において、月1 回の定期水質調査、表層の週1回の採水 分析、資料整理等を実施するものであり、 昭和48年から、環境基準点を除く調査地 点については、水資源機構と国土交通省 が分担している。水資源機構では、湖岸 堤など構造物沿岸の水質状況の把握およ び水道取水の近辺の水質状況の把握な ど、琵琶湖開発事業の事後評価を行うた め、琵琶湖の水質モニタリングを実施して いる。本調査は、琵琶湖全域の水質の状 況をふまえた上で実施する必要がある。 以上のことから、水資源機構で実施する 水質調査を国土交通省に委託することに より、琵琶湖全域の調査の精度を確保す ることができ、その調査結果をもつて的確 に評価することができる。これらのことか ら、国土交通省は本調査を確実に履行で きる唯一の組織である。	1	
事業所用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	3,418,200	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
事業所用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	1,287,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
事業所用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	1,755,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
事業所用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	5,572,200	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
事業所用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	1,863,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
事業所用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	1,175,400	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	4,482,876	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	2,805,288	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	
宿舍用地借地	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第2項 第一号)	-	2,333,508	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	

宿舎用地借地	分任契約職 川上ダム建設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,944,168	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎用地借地	分任契約職 川上ダム建設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,083,684	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舎用地借地	分任契約職 川上ダム建設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,428,012	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所用地借地	分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,070,461	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所用地借地	分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,212,014	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所用地借地	分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,013,040	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所用地借地	分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	個人	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,799,316	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
平成22年度吉野川ダム統合管理業務	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	国土交通省四国地方整備局 (香川県高松市サンポート)	本契約は、「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、吉野川の洪水調節、流水の維持、広域的管理を必要とする都市用水の供給等を最も効果的に行うため、吉野川水系ダム群の統合的な管理に必要な吉野川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。 四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	166,544,000	-	-	本契約は、「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、吉野川の洪水調節、流水の維持、広域的管理を必要とする都市用水の供給等を最も効果的に行うため、吉野川水系ダム群の統合的な管理に必要な吉野川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。 四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。	1	
事務所賃借料	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	事務所の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	27,263,880	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
職員宿舎借上料 (世帯用6戸)	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	岡本海運(有) (香川県小豆郡小豆島町)	入居中宿舎の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,904,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

職員宿舍借上料 (世帯用1戸)	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,140,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
職員宿舍借上料 (世帯用1戸)	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	岡本海運(有) (香川県小豆郡小豆島町)	新規の宿舍借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,056,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
平成22年度レーダー雨量計設備等の整備・維持業務	分任契約職 池田総合管理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月13日	国土交通省四国地方整備局 (香川県高松市サンポート)	平成2年3月30日付けで締結されたレーダー雨量計データの配信に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,812,000	-	-	平成2年3月30日付けで締結されたレーダー雨量計データの配信に関する協定書に基づく受委託契約であるため	1	
平成22年度筑後川ダム統合管理業務	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	国土交通省九州地方整備局 (福岡市博多区博多駅東)	筑後川水系ダム群の統合管理は、昭和53年12月12日「筑後川水系のダム及び堰の統合管理のための施設の新設に関する基本協定書」が、締結され、昭和60年4月1日より、国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所において実施している。筑後川ダム統合管理事務所では、統合管理を円滑に実施してゆくための大型電子計算機を中心とする統合管理システムを整備しており、流域内の水文情報、ダム諸量等の迅速な収集、保管、流出予測計算等、ダム管理・河川管理に必要な各種の情報処理を実施している。当機構においても、今後一層適切な管理を行っていくために、水系を一貫とした洪水調節、各種用水補給、発電及び流水の正常な機能の維持を行っていくことは不可欠であり、当該委託先に引き続き共有施設の管理を委託することが、最も合理的且つ有効と判断するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	113,467,400	-	-	筑後川水系ダム群の統合管理は、昭和53年12月12日「筑後川水系のダム及び堰の統合管理のための施設の新設に関する基本協定書」が、締結され、昭和60年4月1日より、国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所において実施している。筑後川ダム統合管理事務所では、統合管理を円滑に実施してゆくための大型電子計算機を中心とする統合管理システムを整備しており、流域内の水文情報、ダム諸量等の迅速な収集、保管、流出予測計算等、ダム管理・河川管理に必要な各種の情報処理を実施している。当機構においても、今後一層適切な管理を行っていくために、水系を一貫とした洪水調節、各種用水補給、発電及び流水の正常な機能の維持を行っていくことは不可欠であり、当該委託先に引き続き共有施設の管理を委託することが、最も合理的且つ有効と判断するものである。	1	
事務所等借上料	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	日本生命保険(相) (大阪市中央区今橋)	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	39,065,334	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所清掃業務	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	星光ビル管理(株) (大阪府大阪市中央区)	当該事務所の賃貸借条件から、清掃業務についても建物の管理を委託されている当該法人を通して支払うこととなっており、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,129,768	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃借料(西町P)	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	822,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃借料(諏訪野町F)	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,360,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
借上宿舍賃借料(六ツ門町M)	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,586,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

借上宿舍賃借料(西町O)	契約職 筑後川局長 池田 茂 (福岡県久留米市東町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	828,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 両筑平野用水総事業所長 岩本 逸郎 (福岡県朝倉市)	平成22年4月1日	大和リビング(株) 久留米営業所 (福岡県久留米市)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,480,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 両筑平野用水総事業所長 岩本 逸郎 (福岡県朝倉市)	平成22年4月1日	大友住建(株) (福岡県朝倉市)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,864,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
宿舍借上料	分任契約職 両筑平野用水総事業所長 岩本 逸郎 (福岡県朝倉市)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,236,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
コア倉庫賃借	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	大和リース(株) (福岡市博多区東比恵)	本契約は、倉庫の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,000,440	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
コア倉庫賃借(その2)	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	大和リース(株) (福岡市博多区東比恵)	本契約は、倉庫の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,917,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
コア倉庫賃借(その3)	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	大和リース(株) (福岡市博多区東比恵)	本契約は、倉庫の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,572,495	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
小石寮及びコア倉庫用地賃借	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	両筑土地改良区 (福岡県朝倉市小田)	本契約は、寮及び倉庫敷地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,107,788	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
事務所用地賃借	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	上秋月地区振興会 (福岡県朝倉市上秋月)	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	7,932,240	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
職員宿舍の借上	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	大友住建(株) (福岡県朝倉市甘木)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,848,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
職員宿舍の借上	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	大和リビング(株) (福岡県久留米市山川神代)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	9,564,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	
職員宿舍の借上	分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,568,000	-	-	場所在限定され、供給者が一に特定される賃借契約である。	5	

<p>平成22年度小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査(朝倉市域)</p>	<p>分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)</p>	<p>平成22年4月1日</p>	<p>朝倉市 (福岡県朝倉市菩提寺)</p>	<p>本業務は、小石原川ダム建設事業に伴い水没する朝倉市域内にある埋蔵文化財調査等を行うものである。埋蔵文化財調査の取扱いについては、「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(昭和39年2月10日付け副総裁宛て文化財保護委員会事務局長通知)により、発掘調査等は、各教育委員会に委嘱して記録保存の措置をとるよう依頼がされている。また、「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」(平成20年4月28日付け各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁次長通知)により、その趣旨を了知の上、埋蔵文化財保護行政を推進することとされている「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)」においては、埋蔵文化財の記録保存調査は、地方公共団体等が可能な限り調査主体となって実施することが望ましいものであり、民間調査組織を導入する前提としては、地方公共団体の現有の組織・体制では発掘調査が遅延しているかあるいは遅延が予想される場合等であるとされている。本件埋蔵文化財調査につき、朝倉市教育委員会と協議したところ、現体制で調査は可能との判断を得たことから、平成21年4月に朝倉市と「小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査(朝倉市域)に関する基本協定書」を締結するとともに、「受委託契約書」を締結したところであり、平成22年度も引き続き、「受委託契約書」を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)</p>	<p>-</p>	<p>19,500,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>本業務は、小石原川ダム建設事業に伴い水没する朝倉市域内にある埋蔵文化財調査等を行うものである。埋蔵文化財調査の取扱いについては、「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(昭和39年2月10日付け副総裁宛て文化財保護委員会事務局長通知)により、発掘調査等は、各教育委員会に委嘱して記録保存の措置をとるよう依頼がされている。また、「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」(平成20年4月28日付け各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁次長通知)により、その趣旨を了知の上、埋蔵文化財保護行政を推進することとされている「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)」においては、埋蔵文化財の記録保存調査は、地方公共団体等が可能な限り調査主体となって実施することが望ましいものであり、民間調査組織を導入する前提としては、地方公共団体の現有の組織・体制では発掘調査が遅延しているかあるいは遅延が予想される場合等であるとされている。本件埋蔵文化財調査につき、朝倉市教育委員会と協議したところ、現体制で調査は可能との判断を得たことから、平成21年4月に朝倉市と「小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査(朝倉市域)に関する基本協定書」を締結するとともに、「受委託契約書」を締結したところであり、平成22年度も引き続き、「受委託契約書」を締結するものである。</p>	<p>4</p>	
---------------------------------------	--	------------------	----------------------------	--	----------	-------------------	----------	----------	---	----------	--

平成22年度小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査(東峰村域)	分任契約職 朝倉総合事業所長 薬師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月8日	東峰村 (福岡県朝倉郡東峰村)	本業務は、小石原川ダム建設事業に伴い水没する東峰村域内にある埋蔵文化財調査等を行うものである。埋蔵文化財調査の取扱いについては、「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(昭和39年2月10日付け副総裁宛て文化財保護委員会事務局長通知)により、発掘調査等は、各教育委員会に委嘱して記録保存の措置をとるよう依頼がされている。また、「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」(平成20年4月28日付け各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁次長通知)により、その趣旨を了知の上、埋蔵文化財保護行政を推進することとされている「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)」においては、埋蔵文化財の記録保存調査は、地方公共団体等が可能な限り調査主体となつて実施することが望ましいものであり、民間調査組織を導入する前提としては、地方公共団体の現有の組織・体制では発掘調査が遅延しているかあるいは遅延が予想される場合等であるとされている。本件埋蔵文化財調査につき、東峰村教育委員会と協議したところ、現体制で調査は可能との判断を得たことから、平成21年8月に東峰村と「受委託契約書」を締結したところであり、平成22年度も引き続き、「受委託契約書」を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,470,000	-	-	本業務は、小石原川ダム建設事業に伴い水没する東峰村域内にある埋蔵文化財調査等を行うものである。埋蔵文化財調査の取扱いについては、「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(昭和39年2月10日付け副総裁宛て文化財保護委員会事務局長通知)により、発掘調査等は、各教育委員会に委嘱して記録保存の措置をとるよう依頼がされている。また、「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」(平成20年4月28日付け各都道府県教育委員会教育長宛て文化庁次長通知)により、その趣旨を了知の上、埋蔵文化財保護行政を推進することとされている「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)」においては、埋蔵文化財の記録保存調査は、地方公共団体等が可能な限り調査主体となつて実施することが望ましいものであり、民間調査組織を導入する前提としては、地方公共団体の現有の組織・体制では発掘調査が遅延しているかあるいは遅延が予想される場合等であるとされている。本件埋蔵文化財調査につき、東峰村教育委員会と協議したところ、現体制で調査は可能との判断を得たことから、平成21年8月に東峰村と「受委託契約書」を締結したところであり、平成22年度も引き続き、「受委託契約書」を締結するものである。	4	
宿舍借上料(11戸)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	河津建設(株) (大分県日田市日連町)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	12,540,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料(15戸)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	(有)スギ (大分県日田市大字日高)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	12,240,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料(6戸)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	個人 (大分県日田市大字日高)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,896,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料(9戸)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	(株)エコノ (大分県日田市田島)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,160,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料(2戸)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	個人 (大分県日田市田島)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,584,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
事務所用地借地料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	個人 (大分県日田市大山町)	事務所用地の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,800,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
大山ダム事務所増築賃貸借	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	大和リ-ス(株) (福岡県福岡市博多区)	事務所建物の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,123,976	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	

事務所等警備(機械警備)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	(株)にしけい (大分県日田市中央)	機械警備設備を設置した業者であり、契約の相手方は当該法人以外にはない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第三号)	-	1,129,788	-	-	機械警備設備を設置した業者であり、契約の相手方は当該法人以外にはない。	12	
大詫間幹線水路施設管理委託業務	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	佐賀県土地改良区 (佐賀県神埼市千代田町直鳥)	本業務は、大詫間幹線水路の的確で効率的な管理を図り、佐賀県東部地区及び大詫間地区へ安定して農業用水を供給するとともに、隣接する用排兼用水路とあいまって農地への冠水被害等を防止するために、同幹線水路の分水口・合流口操作等を行うものである。当該土地改良区は、大詫間幹線水路に隣接する国営・県営事業により造成した用排兼用水路の管理を行ってきており、1日の中でも変動する水需要に応じてきめ細かな配水操作を行うとともに、適正に用排兼用水路への一時貯留や河川排水等を行い農地の冠水被害防止等を図ってきた豊富な経験を有している。また、水利調整や苦情処理等も公平かつ円滑に対応できる管理体制や連絡体制を構築していることなどから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,797,850	-	-	本業務は、大詫間幹線水路の的確で効率的な管理を図り、佐賀県東部地区及び大詫間地区へ安定して農業用水を供給するとともに、隣接する用排兼用水路とあいまって農地への冠水被害等を防止するために、同幹線水路の分水口・合流口操作等を行うものである。当該土地改良区は、大詫間幹線水路に隣接する国営・県営事業により造成した用排兼用水路の管理を行ってきており、1日の中でも変動する水需要に応じてきめ細かな配水操作を行うとともに、適正に用排兼用水路への一時貯留や河川排水等を行い農地の冠水被害防止等を図ってきた豊富な経験を有している。また、水利調整や苦情処理等も公平かつ円滑に対応できる管理体制や連絡体制を構築していることなどから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
宿舍借上料(1戸)	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	(株)不動産情報センター (福岡県久留米市百年公園)	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	930,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
宿舍借上料(1戸)	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	個人	入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	882,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	
筑後導水路上流部施設管理等業務	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成22年5月31日	筑後川土地改良区 (福岡県久留米市三瀬町大字高三瀬)	本業務は、筑後導水路上流部の的確で効率的な管理を行い、淡水取水地区へ安定した農業用水を供給するために、揚水機場運転監視操作や導水路分水量調整等を行うものである。当該土地改良区は、以前から国営及び県営事業で造成した用排兼用水路の管理を行ってきており、1日の中でも変動する水需要に応じてきめ細かな機場運転操作等を行うとともに、適正に用排兼用水路への一時貯留や河川排水等を行い、農地の冠水被害防止等を図ってきた豊富な経験を有している。また、水利調整や苦情処理等も公平かつ円滑に対応できる管理体制や連絡体制を構築していることなどから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	13,860,000	-	-	本業務は、筑後導水路上流部の的確で効率的な管理を行い、淡水取水地区へ安定した農業用水を供給するために、揚水機場運転監視操作や導水路分水量調整等を行うものである。当該土地改良区は、以前から国営及び県営事業で造成した用排兼用水路の管理を行ってきており、1日の中でも変動する水需要に応じてきめ細かな機場運転操作等を行うとともに、適正に用排兼用水路への一時貯留や河川排水等を行い、農地の冠水被害防止等を図ってきた豊富な経験を有している。また、水利調整や苦情処理等も公平かつ円滑に対応できる管理体制や連絡体制を構築していることなどから、本業務を適正かつ円滑に実施できる唯一の者である。	12	
両筑二期営農・水利実態調査調整業務 (福岡県朝倉市、小郡市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町地内) 平成22年6月1日～平成24年2月29日 土木関係建設コンサルタント業務	分任契約職 両筑平野用水総合事業所長 岩本逸郎 (福岡県朝倉市)	平成22年5月31日	両筑土地改良区 (福岡県朝倉市)	本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。(工事請負事務処理要領第5条第4項第一号)	5,040,000	5,040,000	100.0%	-	本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。	12	

<p>平成22年度ダム貯水池の水産機能の向上に関する調査委託 (福岡県朝倉市を中心とする佐田川、小石原川流域内) 平成22年5月14日～平成23年3月25日 環境調査</p>	<p>分任契約職 朝倉総合事業所長 葉師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)</p>	<p>平成22年5月14日</p>	<p>福岡県 (福岡県福岡市博多区東公園)</p>	<p>本業務は、地域のアユを保全する観点から陸封アユの生態について検討するものである。福岡県内水面研究所は、養殖業の安定と河川・湖の生産力の向上のため、福岡県内水面実態に沿った独自の開発研究、内外新技術の積極的導入のための試験並びに業界の指導を業務とし、経年的に放流に関する情報を有するとともに、長年筑後川のアユ稚仔魚の動向調査、アユ資源動向調査などの調査・研究を行っている唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>4,935,000</p>	<p>4,935,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>本業務は、地域のアユを保全する観点から陸封アユの生態について検討するものである。福岡県内水面研究所は、養殖業の安定と河川・湖の生産力の向上のため、福岡県内水面実態に沿った独自の開発研究、内外新技術の積極的導入のための試験並びに業界の指導を業務とし、経年的に放流に関する情報を有するとともに、長年筑後川のアユ稚仔魚の動向調査、アユ資源動向調査などの調査・研究を行っている唯一の組織である。</p>	<p>4</p>	
---	--	-------------------	-------------------------------	--	------------------	------------------	---------------	----------	--	----------	--

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12